令　和　　　年度

工事名

工事場所

**契約書**

建設工事請負契約書

１　工事名

２　工事場所

３　工　　期　　　着　工　　本契約成立日の翌日

完　成　　　　　　年　　月　　日

４　請負代金額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　　円）

５　契約保証金　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　受注者は、本契約成立時に第４条に規定する契約の保証を付さなければならない。

　上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

　なお、発注者が、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年境港市条例第１４号）第２条の規定による境港市議会の議決を得た後、受注者に対してそのことを通知した日をもって、本契約が成立したものとみなす。

　本契約の証しとして、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　年　　月　　日

発注者　　住　　　　所　　　鳥取県境港市上道町３０００番地

　　　　　氏　　　　名　　　　　境港市長　伊達　憲太郎

受注者

代表者　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名

[表面]

仲裁合意書

工事名

工事場所

年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名　　鳥取県建設工事紛争審査会

年　　月　　日

発　注　者　住　　　所　　鳥取県境港市上道町３０００番地

　　　　　　 　　　　氏　　　名　　　境港市長　　伊達　憲太郎

受　注　者

代表者　　住　　　所

　　　　　　　　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　 代表者氏名

[裏面]

仲裁合意書について

１）仲裁合意書について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

２）建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。

　　審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

　　審査会による仲裁は、３人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも１人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

　　なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。